

尾鷲市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待等のリスクの高まりを未然に防ぐため、訪問支援員がこれらの家庭の居宅を訪問し、家事、育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は尾鷲市とする。

2 本事業は、適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者に委託することができる。

3 前項の事業者は次のいずれかを満たす者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）を受けている者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている者

4 委託を受託した者（以下「受託事業者」という。）は、業務を適切に実施するため、訪問支援員等に対する研修の受講、対象家庭との連絡調整等、当該業務を実施する上で必要な措置を講じなければならない。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、本市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する家庭の妊婦、児童又は保護者とする。

(1) 家事・子育て等に不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭で、生活環境の改善を図るために市が支援が必要と認める家庭

(2) 保護者に監護させることが不相当であると認められる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

(3) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある家庭、保護者の養

育を支援することが特に必要と認められる家庭

(4) 出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等がいる家庭

(5) その他市長が特に支援が必要と認めた家庭（養育者の体調不良、ヤングケアラー等を含む）

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の支援等）

(2) 育児・養育支援（保育園等の送迎、育児のサポート、外出時の補助等）

(3) 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談並びに助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く）

(4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に係る情報提供

(5) 対象者及び児童の状況並びに養育環境の把握

2 支援は、原則保護者の在宅時に行う。ただし、保育園の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむを得ない場合は保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

(利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする者は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、利用を承認するときは子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（様式第2号）により、利用を承認しないときは子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（様式第3号）により事業を利用する者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、受託事業者に対し、子育て世帯訪問支援事業利用依頼書（様式第4号）を送付するものとする。

(利用者負担額)

第7条 市長は、利用者から事業を実施するために必要な費用の一部として、利用者負担額を徴収するものとする。

2 前項の規定により利用者から徴収する利用者負担額は別表のとおりとする。

3 利用者は、前項の利用者負担額とは別に、訪問支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、移動するための交通費及び食材料費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費負担相当額を負担するものとする。

(利用の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用を取り消し、又は中止（以下「取消し等」という。）することができる。

(1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき

(2) その他市長が不相当と認めるとき

2 市長は、取消し等を行うときは、利用者に子育て世帯訪問支援事業利用取消し等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(費用の免除)

第9条 市長は、特別な事情があると認めるときは、第7条に規定する利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第7条関係）

利用世帯区分	利用者負担額（1時間）
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税所得割課税額77,101円未満世帯 （年収360万円以下相当）	0円
その他の世帯	800円